運送契約書

収入印紙

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　数

　　　　　　　　　　　　　　台

４　使用期間

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで　　　日間

５　契約金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　内訳　１日につき　　　　　　　円（消費税込）×　　　日間

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

７　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

車両賃貸借契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　数

　　　　　　　　　　　　　　台

４　使用期間

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで　　　日間

５　契約金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　内訳　１日につき　　　　　　　円（消費税込）×　　　日間

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い本件車両の運転義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

８　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

２　供給場所（所在地及び名称）

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　　額

　　１リットル当たり単価　　　　　　　円（消費税込）

　　（予定消費量　　　　　リットル）とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

６　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

自動車運転契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで　　　日間

　　原則として、毎日　　時　　分　から　　　時　　分　まで

２　契約金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　（１日につき　　　　　　　　　円（消費税込））

３　運転する自動車の登録番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

５　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

ビラ作成契約書

収入印紙

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のためのビラの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条に定めるビラ

２　数　　量

３　契約金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　ただし、１枚当たり単価　　　　　　円　　銭（消費税込）

４　納入期限

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

６　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

ポスター作成契約書

収入印紙

収入印紙

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のためのポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条に定めるポスター

２　数　　量

３　契約金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

　　ただし、１枚当たり単価　　　　　　円　　銭（消費税込）

４　納入期限

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、御前崎市議会議員及び御前崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年御前崎市条例第18号）に基づき、御前崎市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき御前崎市に請求できる金額を超える場合は、甲はその超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

６　そ の 他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）